

# 三重県青少年育成市町民会議連合会規約

## (名称)

第1条 この会は、三重県青少年育成市町民会議連合会と称する。

## (目的)

第2条 この会は、青少年問題のもつ重要性に鑑み、県内青少年育成市町民会議及び公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下、「育成財団」という。）等、地域の青少年育成団体が相互提携のもとに広く県民の総意を集結し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関する活動の普及啓発
- (2) 育成財団及び青少年育成市町民会議相互の情報交換
- (3) こども若者育成支援のための研修
- (4) 関係機関・関係団体との連絡・提携
- (5) その他この会の目的達成のための事業

## (組織)

第4条 この会は、三重県内の各市町に置かれる青少年育成市町民会議及び育成財団をもって構成する。

- 2 県内の地域を別表のとおり区分し、それぞれの地域単位に支部を置く。
- 3 支部には支部長を置く。
- 4 支部の事務局は、各支部を構成する市町で協議の上、設置する。

## (役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 13名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 この会の理事は、各支部から1名以上の代表者及び育成財団副理事長とする。

2 会長及び副会長は、理事会の互選により選出し総会において承認を得る。

ただし、副会長1名は、育成財団副理事長をもって充てる。

3 監事は、総会において選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務執行を決定する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。

2 前項の役員に欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の在任期間とする。

3 役員は、辞任又は任務満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 再任は妨げない。

(会議)

第9条 この会議は、次の機関を置き、これを会長が招集し、議長となる。

(1) 総会

(2) 理事会

2 総会は、この会の最高議決機関である。

3 総会は、構成団体の過半数をもって成立する。

4 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

5 理事会は、必要に応じ開催し、理事現在数の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会)

第10条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関する事項

(2) 規約の改正やその他、総会で必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事
- (2) この会の運営及び事業の執行に関する事
- (3) その他必要と認められた事項

(議案の決定)

第12条 議案の決定にあたっては、出席者の過半数の同意によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

- 2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成団体又は理事は、代理人にその権限を委任することができる。

(顧問)

第13条 この会に顧問、名誉顧問をおくことができる。

(事務局)

第14条 この会の事務局は、育成財団（松阪市立野町1291）におく。

- 2 事務は、育成財団職員が担当する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(会計)

第15条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 この会に要する経費は、育成財団からの助成及び受託金並びに寄付金等をもって充てる。
- 3 この会の会計は、育成財団職員が担当する。また、この規約のほか事務局における会計事務については、育成財団規程の例による。

(施行細則)

第16条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年6月27日から施行する。
- 2 三重県青少年育成市町民会議連絡会要項はこの規約の施行をもって廃止する。ただし、廃止前の要項に基づき処理された事項は、この規約に基づくものと同等の効果を有するものとする。

## 別表（第4条関係）

| 地域区分（支部名） | 構成市町名                        | 備 考 |
|-----------|------------------------------|-----|
| 桑員        | 桑名市・いなべ市・東員町・木曾岬町            |     |
| 三泗        | 四日市市・菰野町・朝日町・川越町             |     |
| 鈴亀        | 鈴鹿市・亀山市                      |     |
| 津         | 津市                           |     |
| 松阪        | 松阪市・明和町・多気町・大台町              |     |
| 南勢志摩      | 伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会町・玉城町・大紀町・南伊勢町 |     |
| 伊賀        | 伊賀市・名張市                      |     |
| 紀北        | 尾鷲市・紀北町                      |     |
| 紀南        | 熊野市・御浜町・紀宝町                  |     |
| 育成財団      |                              |     |
| 備 考       |                              |     |